

除草機械等の貸出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮城県が保有する除草機械等の貸出に関して必要な事項を定め、地域の共有財産である河川空間の官民連携による維持管理の推進を図ることを目的とする。

(貸出対象除草機械等)

第2条 貸出の対象とする除草機械等は、別表1のとおりとする。

2 土木事務所長又は土木事務所の地域事務所長（以下「土木事務所長等」という。）は、貸出の対象とする除草機械等について、別表2の除草機械等一覧表を作成し、ホームページ等において公表するものとする。

(貸出対象団体)

第3条 除草機械等の貸出の対象者は、宮城県が別の要綱又は要領で定める次の団体（当該団体が法人以外である場合は、その代表者）で、宮城県が行う河川等美化作業傷害保険事業の対象であるものとする。

- 一 河川愛護会
- 二 みやぎスマイルリバー・プログラム認定団体
- 三 桜回廊サポーター

(貸出の要件)

第4条 除草機械等は、宮城県が管理する河川区域内において使用するとき貸し出すものとする。

(貸出の期間)

第5条 除草機械等の貸出の期間は、7日以内とする。ただし、土木事務所長等が特に必要と認めるときは、当該期間以上の期間とすることができる。

(貸出料)

第6条 除草機械等の貸出は、無償とする。

(貸出の申込み)

第7条 除草機械等の貸出を受けようとする者は、貸出を受けようとする日の1か月前から7日前までに、除草機械等貸出申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、除草を行おうとする河川区域を管轄する土木事務所長等に提出しなければならない。

- 一 除草を行う場所・除草面積が分かる書類

二 その他土木事務所長等が必要と認める書類

(貸出の承諾)

第8条 土木事務所長等は、除草機械等貸出申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、貸出を適当と認めるときは除草機械等貸出承諾書(様式第2号)により、貸出を不適当と認めるときは除草機械等貸出不承認書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

- 2 除草機械等の貸出は、原則として先着順とする。
- 3 土木事務所長等は、第1項の承諾に当たり、除草機械等の貸出を受ける者(以下「借受者」という。)が行うべき事項その他河川の管理上必要な事項について条件を付すものとする。

(除草機械の運搬等)

第9条 除草機械等の運搬は、原則として、借受者が行うものとする。

- 2 除草機械等の引渡し及び返却に当たっては、除草機械等確認表(様式第4号)により、借受者・土木事務所長等双方において除草機械等の汚損状況及び稼働状況を確認するものとする。
- 3 土木事務所長等は、除草機械の燃料を満タンにして借受者に貸し出すものとする。
- 4 借受者は、前項の燃料以上の燃料を用いて除草機械を使用しようとするときは、自ら燃料を購入し、使用するものとする。

(費用負担)

第10条 除草機械等の運搬に要する費用は、借受者が負担するものとする。

- 2 除草機械の燃料費は、貸出時の満タンの燃料分は宮城県が負担するものとし、当該燃料分以上の燃料分は借受者が負担するものとする。
- 3 エンジンオイル、刈刃等消耗品の交換に要する費用及び除草機械の修繕に要する費用は、宮城県が負担するものとする。ただし、借受者の故意又は重過失により、除草機械等に故障破損が生じた場合又は除草機械等を亡失した場合の修繕及び買替に要する費用は借受者が負担するものとする。

(貸出に当たっての留意事項)

第11条 借受者は、除草機械等について、定まった用法に従い使用しなければならない。

- 2 借受者は、除草機械等を転貸し、又は借り受けた目的以外の目的に使用してはならない。
- 3 借受者は、土木事務所長等の許可なく除草機械等の改造、修繕その他現状を変更する行為をしてはならない。

- 4 除草活動によって生じた刈草・ゴミ等の処理については、土木事務所長等又は当該河川区域の存する市町村の長が定める処理方針に従わなければならない。
- 5 除草活動中の事故又は第三者との紛争は、借受者の責任において対処しなければならない。

(報告を要する事由等)

第12条 借受者は、次の事由が生じたときは、速やかに土木事務所長等に報告しなければならない。

- 一 承諾に当たり付された条件の履行ができなくなったとき。
 - 二 除草を中止するとき。
 - 三 除草機械等に破損、故障その他の異常が生じたとき。
 - 四 除草機械等の操作により、除草活動に従事する者が傷害を負ったとき。
 - 五 除草機械等の操作により、河川管理施設その他の工作物を損傷したとき。
 - 六 除草機械等の操作により、第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。
 - 七 除草活動中に河川管理施設その他の工作物の異常を発見したとき。
- 2 土木事務所長等は、前項の報告があった場合においては、必要に応じ、当該報告者に指示し、又は助言するものとする。

(貸出承諾の取消し)

第13条 土木事務所長等は、次のいずれかに該当するときは、貸出の承諾を取り消すことができる。

- 一 借受者が、第11条に規定する留意事項に違反していると認められるとき。
- 二 借受者が、偽りその他不正な行為により、貸出の承諾を受けたとき。
- 三 その他土木事務所長等が貸出することを適当でないと認めたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、除草機械等の貸出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

別表1 貸出対象除草機械等

種類	機種
除草機械	【平場・法面用】大型雑草刈機械（HRC664）
	【平場・法肩用】法肩草刈機械（AZ757）
	【法面用】斜面草刈機械（AZ851A）
燃料携行缶	—
アルミブリッジ	—

別表2 除草機械等一覧表

管理番号	種類	機種

※「管理番号」欄には、「〇〇（事務所）01」から通番で記入すること。

※「種類」欄には、「除草機械」、「燃料携行缶」、「アルミブリッジ」等と記入すること。